

令和2年度 第1回 練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 令和2年7月21日（火）：午後2時～午後3時30分
会 場 区民産業プラザ3階 研修室1
出 席 者 委員31名（うち代理出席3名） 欠席委員5名
幹事3名 書記1名 事務局4名
公開の可否 可
傍 聴 者 0名

1 開会

2 委嘱状交付

委員（区職員を除く）に委嘱状を机上配布した。

3 区長挨拶

皆さん、こんにちは。

本日はお忙しいなか、本協議会にお集まり頂き、真にありがとうございます。

時節柄、今、司会が申し上げましたが、着席したままで挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

練馬区内の刑法犯少年の数であります。この5年間の推移を見ましても、平成27年は206人でした。それが、昨年は155人にまで減少いたしました。

そしてまた、喫煙したり深夜徘徊したりする、いわゆる不良行為少年の数も、同様に1,233人いたものが、昨年は978人にまで減少いたしました。

これは一重に、皆様方がそれぞれの立場でご尽力を頂いている、その成果であろうと考えています。会長として、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

とは言いながら、少年犯罪の実態と環境は変化を続けておりまして、例えば、いわゆる振込詐欺の受け子役という、そういった知能犯と言いますか、それが高い比重を占めるようになってきています。

少年犯罪を防止するためには、そういった少年犯罪の実態と、それから環境を的確に把握することが極めて重要であります。この協議会でやっております実態調査は、この数年間、内容が変わっていません。

そこで、今年度は、まず、調査のあるべき姿について、充実について議論を頂きたい。皆様方の忌憚のない率直なご意見を賜りたいと思っています。

そして、頂いたご意見を基にした調査を実施して、その結果を来年度以降の青少年施策に反映していきたいと考えています。よろしくお願い申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染の拡大が続いています。

私たちも、真に不安な気持ちになっているのでありますけれども、そういう中でも、皆様方の活動を決してないがしろにはしてはいけないと考えています。地域の子どもたちが健

やかに成長していくためには、皆様の見守りと支えが不可欠です。

感染拡大により、活動が制約されて大変なご苦勞をされていると思いますが、色々と工夫をされて頑張ってくよ様に、心からお願い申し上げたいと思います。

困ったときには事務局に遠慮なく相談して頂いて、また、事務局を使って頂いて、ともに力を合わせて頑張っていくたい、そう考えています。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、活発な議論をよろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

4 委員（および事務局職員）の紹介

5 副会長の選出について

※委員の互選により副会長を選出し、副会長が議長を務める

6 議題

（議長）

それでは、議題に入ります。皆様、よろしくお願ひします。

本日の会議次第に沿って進めてまいります。

6、議題の審議に入りたいと思います。

「子ども達を健やかに育てる運動」における「青少年を取り巻く環境実態調査」につきまして、事務局から説明してください。

（事務局）

※資料1・資料2-1・資料2-2により説明

（議長）

ただいま、事務局から議題の趣旨説明がありました。

まず、1つ目の練馬区青少年育成活動方針についてですが、令和2年度版が本日の資料3として配布しております。

青少年問題協議会において議論を重ねてきまして、良いものができあがってきているということでございます。

令和3年度については、更新が必要な部分の修正をして、第2回青少年問題協議会へ提示したいとの説明がありました。

こちらに対しましてご意見等がございましたら、挙手を頂いた上、発言の前にお名前をお願いいたします。

それでは、いかがでございますか。ご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

（委員）

初めての参加なので、ずれているところがあったら申し訳ないのですが、最初に区長が、

実態と環境が的確に把握されているのか、調査のあるべき姿も含めて議論とおっしゃっていたので、その観点から。この環境実態調査の中で、今の子どもたちというのは、不健全な情報というのは、インターネットやスマホで取って、実際に、雑誌をここに買いに行ったりということは、ほとんど無くなっていることが実情だと思います。

SNSとかインターネットをどう調査するかというのは、すごく難しいことだと思うのですが、そのSNSとかインターネットの調査のカウント無しに今の子どもたちの環境を掴むことはできないと思います。

それから、今、ここに無いところで言うと、本屋さんも2年生と5年生の子どもと本屋に行ったりすると、結構、普通の本の並びに、不健全雑誌みたいな漫画とかか置かれていて、できたら、レンタルショップみたいにカーテンとかで見えないように仕分けていただけたらありがたいかと、常日頃感じております。

(議長)

ただいま、委員より意見がございましたけれども、今のようなお子さんの実態を感じながらご意見を頂きましたが、今のご意見について、いかがでしょうか。同じような思いをされている方は。

それでは、委員お願いいたします。

(委員)

私も今回初めてですが、今のご意見と同じで、小学校に関しては警察の方が来ていただいて、そういうSNSですとか、それに対する、保護者がどうフィルターを掛けるかとか、指導を頂いているのです。

ただ、今の実態ということで考えますと、大人の意識が変わっていないと何も変わらないというか、こういう催し物を開いても、どれだけの家庭が、フィルターをかけたりとか対策を講じているかというのが全く見えないので、一昔前みたいに、本屋さんであるとか、ビデオ屋さんであるとか、すごく見えやすいですが、そういうバーチャルなところというのも見えにくいので、先ほどの委員がおっしゃったように、もうちょっと踏み込んだ実態調査が必要なのではないかと思うのが一つ。

あと、こちらの冊子ですが、昨年、私は作る方の委員会に出ていたのですが、ここで思っていたのが、例えば、不登校をはじめ、発達の違いとか学業不振ということで、子どもからのサインというのがあって、これは多分、大人が異変を感じたときに掛けるのだという意味合いだと思うのですが、昨年もそこでも申し上げたのですが、誰が何のために使うのか、もうちょっと分かりやすいと活用しやすいのではないかと一つと、あと、実際に、もし子どもが自分で掛けようと思ったときに、掛けた後にどうなっているのかが分からないと、不安で掛けられないのではないかとこのことを感じました。

(議長)

ただいま、こちらの資料3、こちらの点についても触れていただいたようですが、

今のSNSに関するご意見ですとか、資料3の内容につきまして、更に深く掘り下げていただきたいということのようですけれども、同じような意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら、また、引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

先ほどの副会長のお話ですと、資料3についての議題かと思っっているのですが、今、資料5-1とかについても、ここで発言してもよろしいですか。

(議長)

関連がございましたら、結構でございますが。

(委員)

すみません。事務局に確認したいのですが、まず1点目が、資料2-1、子どもたちを健やかに育てる運動について、お伺いしたいです。

この中に、地域・学校・行政が一体となり、不良行為を防止していくことを目的として、4つの運動が掲げられていますが、地域とどのように連携しているのかを、まず教えてください。

この質問の理由に、私は現在、大泉学園町地域でボランティア活動に参加しています。メンバーは全て地元出身で構成されていて、年間を通じて社会貢献活動を、町会や商店街、区内事業者や、ほかのボランティア活動団体と連携して行っています。

時には、区民協働交流センターで行う事業とタイアップして活動を広げてきました。

地域の子どもたちが一斉休校を余儀なくされた期間は自主的に地域の防犯パトロールを行い、時にはイベントやお祭りを通じて、子どもたちの相談ごとにも乗っています。

こうした活動を既に10年間行っていますが、この健やか運動を実施する団体との接触や接点はありませんでした。

やっている内容は似たようなものなのにもかかわらず、また、そのボランティア団体は区からの補助金のようなものは1円たりとももらわずに活動しています。

このような団体が既に区内にあるにもかかわらず接点がないというのは、練馬区の組織の横断的な情報共有ができていないのではないかと思いますけれども、ご所見をお聞かせください。

(議長)

事務局お願いいたします。

(事務局)

まずは、健やか運動ですけれども、区の方では、全体的にいろいろな団体に声を掛けさせていただいて、実施しているところでございます。

夕べの音楽は、特に団体ということではなくて、皆さんで青少年を見守っていただきました

い、それから、実態調査につきましても育成地区委員会ですとか、PTAの方にもお声掛けをさせていただいて、いろいろとやっていたところでございます。

なかなか、横のつながりのような組織というのは、現在、各地区によって様々とやっていたところではございますが、まとまったものとしては、まだ申し訳ございません、できていないところでございます。

今回も、様々なご意見を頂きながら、今後の体制の整備について研究をしてみたいと考えているところでございます。

(委員)

今お話を伺って、このような会議体の中に、青少年の非行防止には同じ世代の意見が大きく響くと思っています。

活動の中に、今を生きる青少年たちの意見を大いに取り入れていくべきだと思います。

本来であれば、このような会議の中に青少年たちの意見が聞けるような機会があるべきだと思いますし、頼まなくても資料として上がってくるべきだとも思っています。

また、育成活動をサポートしてくれる団体を広く取り入れて、青少年を守る活動を、まさに一体となって展開されるように、これは意見として申し上げます。

もう一つ、質問ですけれども、資料2-1、青少年を取り巻く環境実態調査の2、ビデオ、DVD、ソフト等、レンタル店について、お伺いします。

詳細は、資料2-2の4ページになるのですが、このビデオレンタル店は、区内6店舗がリスト化されていますが、ここに挙げられていないところとして、東大泉や、また保谷駅。保谷駅は西東京市との境で、住所は西東京市のところになっているかと思うのですが、利用者の半分は練馬区民が使っています。

こうしたレンタルビデオ店でもアダルトビデオの貸出しは行っています。

そこで、実態調査が適切に行われているのかということに疑問が湧きますけれども、こうした情報収集をどのように行っていたのか教えてください。

(議長)

では、事務局お願いいたします。

(事務局)

この実態調査につきましては、各育成地区委員会にお願いしているところでございます。育成地区委員会の方で、実際に現地に赴いてやっていたところでございます。東大泉、保谷駅というお話もありましたが、該当するところに、漏れがないか、次の調査のときにも確認させていただければと思います。

また、ほかにもそういう地点がありましたら、お知らせ頂ければ調査のときに確認させていただきたいと思っております。

(議長)

いろいろとまだ意見があるようですけれども、私の最初の話をしていただいたところで申し上げますと、この活動方針ですね、こちらについて、今、委員からもお話がありましたが、青少年に関して、直接の意見を受け入れる、そういったものを取り入れたらどうかというような意見がありましたけれども、日頃、青少年と接する機会の多い青少年委員さんもいらっしゃいますし、私ども育成地区の委員もおります。

そういった青少年と身近に一緒に活動している委員さんもいらっしゃいますので、そういった意見の受け入れについてどう考えるか、教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

今お話しされた青少年の意見などを取り入れていくという、この活動方針についていかがでしょうか。

(委員)

私も以前、この活動方針の中の会議に出席させていただいたことがあるのですが、大体、年に5回ほどの中で、その中で、秋ぐらいからスタートなのですね。

もし、そのようにするのであれば、各地区委員会に下して、何らかの形でもう少し早い活動をスタートしないと、なかなか難しいかなと思うし、もし、今回そのような考えがあるようであれば、育成委員の役員会で、何らかの形でそういう方法を取るのもあるのかなと。

どんどん、どんどん変わっていく現状で、中学生からは、多分、スマートフォンを、日常持っている。ただ、学校では使えない。でも、小学生の塾などに通っている方は、ほぼそういうものを使っている状況の中で、簡単にSNSと状態をつなげることができる、その中に、どうやって今の子どもを持っていこうかというのが、これからの大きな課題だなと思うのですね。

以前も、そういうふうを感じているけれども、なかなか見えないところであり、家庭の中で、これも保護者の意識の問題もあると思うのです。

多分、心配している保護者は常にそういう情報を得ているのだろうと思うのですけれども、ただ与えてしまっている保護者もいるかなと思うのです。

そういうことに、どうやって向かっていくのか、というのが今の大きな課題かなと思いつつ、模索している状態なので、もし何かいい意見があれば、ぜひ、拾っていきたいと思っています。

(議長)

それでは、こちらの活動方針について、まだご意見等がございましたら、挙手にてお願いいたします。

(委員)

資料2-2の環境実態調査について、私、びっくりしたのですけれども、私も過去にこ

の調査をやっておりまして、40年前にやったことです。雑誌自販機のことですね。

40年前から、これについて関わっておりまして、実際問題、これはかなりイタチごっこになるのです。

調査のアンケートがあると雑誌を撤去して、終わって、ほとぼりが冷めた頃になると、また普通に売り出している。

そんなことがあったものですから、私の時代は、自販機の所有者を大きな字で「これを設置している所有者は誰誰です」と書いたらどうか、という意見まで出して。そのときには、「それは人の財産ですから、やたらに書けない」ということでうやむやになってしまったのです。

同じ問題を40年も続けて、まだ実際は何も解決していないというところも考えないと、という感じがいたしました。

(議長)

ただいまのご意見、40年前から引き続き、このような運動をされている。という意見がございました。

こういった活動をされている方で、ご意見などを引き続き頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。

ほかの育成活動方針に限らず、資料2-1の2-2についてもご意見等を頂戴できれば大変助かりますが、いかがでしょうか。

(委員)

まず、資料2-1についてですが、今までいろいろな調査をされてきているのに、まだ解決できていなかったり、あるいは十分意見が取り上げられてない点があるとのことであれば、調査のやり方を変えるのも一案かと思います。例えば、区民の皆さんが青少年にあまりよくない影響があるものを発見したら、スマートフォンで簡単にどこかに投稿できる仕組みがありますと、その投稿を基により効率的な調査ができるのかなと感じました。この点については、実際に、道路の陥没を見つけた際に、スマートフォンで写真を投稿するといった同様の仕組みを導入している自治体さんもあると伺ったことがあります。

一方、資料3についてですが、例年ブラッシュアップされてきていて、子どもをもっている親の立場からしても資料として非常に見やすくいいなと感じています。

プラスアルファでという観点で申しますと、このような資料がどれくらい活用されているのかという点まで計測できる仕組みがあると、こうした場の議論にも役立つのではないかと感じます。

例えば、今はQRコードがついている箇所については、どれくらいアクセスがあるのかを簡単に計測できるはずですが。既に実践されているかもしれませんが、そうしたデータがあるとより具体的な議論ができるのかなと感じました。

(議長)

ただいま、委員からお話がありましたが、活動を見える形にしていくようなお話もございましたが、ほかの委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。ご意見等を頂ければと思います。

(委員)

毎年この活動方針を作っています。すごくいいものになってきました。でも、私は、今年は、逆にこれを見て、すごい文字だらけだなというのを感じました。

本当に字がいっぱい書いてあるのだから、作っている私たちは、これもあれも必要だから、特に最後の2ページにいっぱい載せているのでしょけれども、この辺を少し削って整理して、もう少しとつきやすいものにする方向に、今度は変える方がいいのではないかなと、思っています。それを検討していただきたいと思います。

(議長)

ただいまの意見ですけれども、活動方針の最後の2ページについて、かなり字が多いというお話もございました。

ほかにはいかがでしょうか。

(委員)

この資料3です。

まずは、表題の件ですけれど、真ん中の一番上に「子どもたちの輝く未来のために私たちができること」とうたっていますね。そうすると、「輝く未来」というのはどういう時代かということを私は考えなくてはいけないと思うのです。

私は、何年かこの会議に出させていただきまして、資料はよくできていると思うのですが、今感じていることは、コロナの問題も含めて、時代は大きく変わりつつある。

例えば、私はもう歳ですから分かりませんが、デジタルインフォメーションとかSNSとかで新しい時代が来ている。

それに対応する、未来に輝く大人をつくるにはどうすればいいかということを検討していくのがいいのではないかと思うのです。

私は、自分でつくった言葉ですが、「新しい家庭の力」という言葉を入れてもらいたいですね。

何かというと、結局、学校で教育するには限界があるのですね。

私は、子どもの持って生まれた個性というものに光を当てていかななくてはいけないと思うのです。そうでなければ、クリエイティブな、創造的な子どもたちが育って行かないと思うのです。

子どもというものは、生まれて、個性というものがどういうところにあるか、この子どもの特徴はどこなのか、ということを両親が家庭で見分ける。

今度は、子どもの能力を延ばしていった方が、これからの新しい時代に対応できると思

うのですね。

それは、私は家庭の力だと思うのです。

私は、学校生活というのはよくできていると思うのです。

明治時代にできたと思いますけれども、学校には、理科とか数学とか算数とか、いろいろと科目があります。そのほか、運動会はある、水泳大会はある、学芸会はある、音楽会はある、旅行はある、習字大会はある、工作がある。

つまり、人間が持つ能力のあらゆる可能性を引き出すようなアイテムがそろっていると思うのです。

そうだとすれば、先生はそれを見て、この子はこれが得意だ、この子はこちらが得意だと、そういうことに光を当てて、これは家庭と協調して、当然親が、家庭の力で子どもの個性を伸ばしていくということにするべきだと思うのです。

それには、学習指導要領に書いてありますけれども、そういった子どものこと、個性に光を当てるとか、あるいは家庭の力とか、この活動方針の中で、そういうことで個性を伸ばすような工夫をされたらいいのではないかなと考えました。

以上です。

(議長)

ただいまの「新しい家庭の力」というようなキーワードがあったと思いますけれども。続きまして、ご意見のある委員お願いいたします。

(委員)

先程の委員がおっしゃるとおりだと思うのですが、今、コロナの影響で、学校の授業が3か月遅れた。それを取り戻すということで、各区、夏休みを短縮したり、授業の時間数を増やしたりということ、練馬区の方でもやっているかと思うのですが、文部科学省の方では、家庭学習、要するに学校だけではできない。家庭学習、そちらに丸投げするような、学校での予習、復習とか、そういったものについては家庭の方でやってくださいと。

これは、葛飾がその文科省の通達どおりに、そういう方向でやると言うのですが、厚労省の発表にもありますけれども、働く世帯は67.7%、2019年の国民生活基礎調査で、母子家庭の86.7%が生活が苦しい。

今、経済が激変しているという中で、恐らく練馬区もそうでしょうけれども、運動会とか学芸会とか、そういうところを全て切って、学業の方に回す。そうしないと文部科学省の学校教育施行令の年間事業数を満たせないということで、後でお答え頂きたいのですが、

そもそも、そういう中で、非常に大切、健やかに子どもを育ててはいけないといういろいろな行事がありますよね。それを切り捨てざるを得ないという状況は、練馬区だけではなくて、どこでもそうです。

あと、もう一つ。ここに載っているジュニアリーダー、青少年委員の方は非常にご苦労なさっているかと思うのですが、せつかく育てて、それを生かす方法、例えば児童館ですと中学3年生までなのです。

杉並は高校3年生。なぜかという、高校生が来ても遊べるのです。

音楽室というのがありまして、そこでもできるし、あと中学生、小学生、自分がそこで育ったものですから、いろいろな意見、指導もできる。

せっかく育ててきて、それを活用できないのは非常にもったいないなという気がするのです。

これから、落ちこぼれている子どもさんも出てくるでしょうし、不登校も増えてくる。そういう中で、地域も崩壊していると、そこを何とか食い止めていくには、もうちょっといろいろと考えていかないと難しい時代にきたのかと思っています。

(議長)

ただいま、委員からご意見等がございました。

それでは、事務局お願いいたします。

(事務局)

では、今お話のありました、コロナの影響で、臨時休業になった間の学習内容、あるいは、学校行事等々の、練馬区としての扱いについて、お話をさせていただきたいと思えます。

まず、3か月間、3月からですが、昨年度末にひと月と、今年度が始まってからの2か月、学校の臨時休業ということで、学校はこれまでにない判断をしなければならない状況に追い込まれました。

特に、授業時間そのものをいかに確保していくかというのは大変難しい課題でありました。先般、マスコミでも報道されましたけれども、練馬区においても夏休み長期休業を短縮することにおいて、そして、また土曜授業日を設けることにおいて、授業時間を確保していこうと考えてございます。

しかしながら、そうはいつても、大変長い時間が失われましたので、これを、それだけで取り返すというか、全て対応するというのは大変難しいこととございました。

そこで、文部科学省の方からも通知された学習内容の重点化、学校行事の重点化を行うことにしました。まず、学習内容の重点化というのは、学校の授業でないとできないこと、家庭学習でもできること、これをしっかりと分けて、重点を何に置くかということをよく考えて選別をしていきたいと思います、というものです。

具体としましては、新しい内容を学ぶことは家庭ではなかなか難しいと思いますので、むしろこれまでの宿題という形で出されていた繰り返し学習や反復練習、こういったものを家庭の学習として出せるのではないだろうかと考えました。

それから、学校行事の重点化というのもあります。これは、委員がおっしゃられたように、まさに、いわゆる座学の勉強だけでは豊かな人間性というのは育ちません。

子どもの育成には、学校行事も、進めて行くことにも価値があります。

そこで、各学校においては行事の見直しを行っていただきました。学校、学校によって、その地域の伝統的な行事もございます。地域と、地域の方々と一緒になって行う大きなイ

ベントの行事もあります。ですので、一律、全てをなくすということではなくて、各学校での判断において、どの行事を行うか、また、あるいはやり方をどのように変えるか。

例えば、運動会ですと、これまでどおりにやりますと練習時間もかなりの時間を取るのです。このやり方を、例えば、競技内容を減らすとか、あるいは、取組のさせ方を少し工夫するとか、こういったことで行事を短縮して行う。このような方法も、今、各学校が探っているところであります。

いずれにしても、学習内容、それから学校行事、これらを重点化することによって、子どもたちが、このコロナ禍で不利益を被らないような工夫を学校は探しているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

(事務局)

続きまして、ジュニアリーダー養成講習会のお話を頂きましたので説明させていただきますと、ジュニアリーダー養成講習会を終了した方は、地域活動スタッフとして登録していただきまして、区の事業、青少年育成地区委員会の活動にもご協力頂いております。それから、小中学校の臨海学校とか、移動教室とかのスタッフとしても活動していただいているところでございます。

学校につきましては、まだまだ周知が足りないという点は、こちらでも思っておりますので、今後も広めていくよう努力しているところでございます。

それから、児童館についてのお話ですが、確かに、ねりっこクラブ、学童クラブが小学校でやっています。

児童館につきましても、中高生タイムということを設けまして、中学生や高校生の方も利用していただけるように広く活動範囲を広げているところでございます。

(議長)

今、事務局より回答がございましたが、今後の活動方針だけではなくて、資料2-1と2-2につきましても、皆様から活発な意見がございましたが、まだご発言のない方がいらっしやると思います。ご意見等を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

健やか運動のことについてなのですが、健やか運動協力店の設置とあるのですが、育成地区委員会の方において、この健やか運動協力店設置に対しては、地域の商店街等を回りまして健やか運動のステッカーを貼っていただき、健やか店だよりというのを年に2回発行させていただいております。

その中で、私も一緒に回るのですが、先般、チェーン店とかが多く、この協力を得ることが難しいことが多いのですね。

でも、何とか、去年は駄目でも、今年もう一度行ってみようという形で、日々、児童・生徒の通学路等に商店街も通ったりしているので、地域目で少しでも児童・生徒が見守

ればいいかなと思うのです。

あと、大型店等もなかなか協力が難しく、その話をしていく方法とか、何かいい方法がないかなと思うのですけれども、例えばこの協力店というのは小さなステッカーなのでも、その商店が協力してくれているという意味では、温かい目で地域が見守られ、子どもの安全が守られるのではないかなと、小さな活動かもしれないけれども、その積み重ねが大事ではないのかなと思っております。

(議長)

ただいま、委員からお話がありましたが、確かに大型店舗チェーン店のお店など、なかなか地域の接点が薄いと言いますか、そういったところは協力が得られないかもしれませんが、何かいい方法があればというようなお話もありました。

ほかにはいかがでしょうか。

(委員)

私は、今般のコロナの問題は、今までの概念と違った現象が起きている。

これは、私は歴史的に見て、大体、人為的には絶対にできない、社会的な壮大なる実験だと思っております。

言い方に語弊があれば訂正しますが、これは人為的にはできないですよ。こんなことは。

ですから、一大社会実験、コロナ禍で今までどおり学業も進まない。

では、どうすればいいか。ここが主体的に物を考え出す力だと思う。創意工夫。

新しい時代というのは、そういった創意工夫を、アクティブで主体的な人間を求めている、企業も。

ですから、このコロナの事態は、あらゆる面で、人間が主体的に行動をする、あるいは、生きていく力を養うという、そういったいわゆる経験の場として、今後取られていくべきではないかなと私はそう考えます。

(議長)

ただいま、意見を頂戴しました。創意工夫、主体理論というようなことがあったかと思えます

ご意見等をまだお伺いできていない委員もいらっしゃいますが、いかがでしょうか。こういう場ですので、活発にお願いいたします。

(委員)

資料2-2の調査について、コンビニのところでは。

6ページのところですけれども、従来の、ビデオであるとか、お酒やたばこというところの調査があった上での、いろいろとご意見を伺っているという形かと思うのですけれども、この販売ということが先ほどもあるように、インターネットの方に移行している部分

もあると思うので、むしろ、場として子どもがコンビニを利用しているというところに焦点を当てて、何か連携できることを考えていけたらいいのかなと思いました。

というのは、コンビニ側からすると、お買い物が終わっても、ずっとそこにたむろしていたり、大きい声で楽しく過ごしていると、困るなということがあると思うのですけれども、子どももそうだし、ご高齢の方もそうだと思うのですけれども、コンビニは行きやすい場所だし、最近はイートインコーナーもあるので、気軽に集える場だったり、居てもいい場所というふうになっている点もあるのかなと思います。

なので、コンビニだけだと、できることは「早く帰りな」と注意するぐらいしかないのかもしれませんが、もう少し、学校だとか、育成地区委員会だとか、そういうところと連携しながら、では、ここに中高生がたむろしているのだったら、ほかの場所で、その子たちの居場所になる場所がこの近くにあるのかとか、そういう形でコンビニの困りごとを子どもたちの施策に生かすということを、少しやっていけるといいのかなということをおもいました。

以上です。

(議長)

委員の今の意見でございますが、コンビニが子どもたち、青少年の居場所の一つ、スペースになっているのではないかと。そういったものを活用していくという考えもあるのではというご意見。引き続き、いかがでしょうか。

まだご意見を頂いていない方もいらっしゃいますが、こういう場でございます。ぜひ、ご意見とか頂戴したいと思います。

(委員)

資料2-1の冒頭に戻ってしまうのですけれども、青少年を取り巻く環境の実態調査。他の委員からも話があったのですけれども、実態は、ここに書いてある雑誌、ビデオとか、ずっと昔から、育成で僕もやっておりましたけれども、多分、小学校高学年、あるいは中学生、ほとんどがスマホを持っていて、グループラインをクラスごとにやっている。

この臨時休業中も、うちの娘は持たせていませんけれども、グループラインをずっと子どもたちはやっているのですね、実際は。

なので、あまり私の立場から、ここにSNSの実態ということを入れてしまうと、多分、小学校の先生方、中学校の先生方にご負担が掛かってしまうのですが、SNSの実態を見極めた方が、僕はいいのではないかなと。

私は、小P連の会長もやっていたので、7年前ぐらいですかね。そのときも各警察署の皆さんと校外パトロールしましたけれども、漫画喫茶とか、有害な、特にこの練馬近辺は本当はないのですよね。

子どもたちは外に出ることもほとんどない。家の中にこもっている、これは各警察の少年課の方とお話しましたが、そういう実態がある中で、実態をもっと把握した後に、次の展開に行かれた方がいいのではないかと考えております。

意見でございます。

(議長)

貴重な意見でございます。
ほかにいかがでしょうか。

(委員)

議題の中で、実態調査についても検討していきたいとあって、その議題の実態調査の目的というのは、非行行為を防止していくということだと思いますよね。

それについての実態調査ということで、先ほど不健全雑誌の自動販売機のことだとか、話が出ていますけれども、これは、自動販売機の設置をなくすことが目的なのでしょうか。でも、売ることはできるのですよね。売ることは違法ではないのですよね。

なので、私たちの目指すところというのは、子どもたちがそういうものに触れないような形をどうしたらとれるかということを含めていくということだと思いますよね。

具体的にこういう自動販売機を設置している方に対して、こうして欲しいとか、要望というのは何かあったのでしょうか、今までに。

子どもたちが買えないようにして欲しいとか、こういう対策を取って欲しいというのは、具体的に今まであったのか。あって、それを守られていなければ、どうやったら守っていただけるのかというのを議論していかなければいけないと思いますし、そこがそもそもなければ、そういうことをやめてくれって、善意に頼って意見を言うだけということなのではないでしょうか。

それであれば、いつまでたっても解決しないのではないかなと思ったのですけれども、どうでしょうか。

(議長)

今のご意見は、直接要望ができるということなのではないでしょうかね。

(委員)

要望できると思うのですけれども。

(議長)

要望してきたのかということですか。

(委員)

今のご意見、私はよく分かりますけれども、実際、職業とか、いろいろと憲法で保障されているのですよ、営業でも何でも。法律で決まった範囲内で売っているのですよ。

ですから、調べるのは結構だけれども、調べて、どう反映するかということは、非常に難しいと思う。

社会では、悪と言われることは幾らでも散在している。

問題は、そういうものに出会ったときに、全部、自分自身でそれをどう判断して、どう行動するかという人間をつくるのが先だと思う。世の中に、そういうものを全部無くすことは、できっこない。努力をすることはやぶさかではない。でも無くならない。

だから、そういうものに出会ったときに、抵抗力をどう身体の中につけて、どう抵抗力をつくるかということが先だと思うのです。

それが、私の「新しい家庭の力」と申し上げたい。

(議長)

ただいま、ご意見を頂きました。確かにそうですね。おっしゃるとおりでございます。ほかにいかがでしょうか。

(委員)

先ほど言い漏れていたことを3点お伝えしたいと思うのですが、今の子どもの、青少年の実態を把握する上で、貧困とか孤立というところも切り離せないかなと思っています。

多分、この青少年問題協議会が出てきて、私が青少年だった頃と比べても、貧困ということがとても問題になっていて、例えば、犯罪で受け子が多いということも貧困とつながっているかなと思います。

それから、資料4の2ページ目のJKビジネス対策というところも、貧困というところとつながっているのかなと思うので、この調査に当たって、貧困の課題というのも取り入れていただくような形だったらいいなと思います。

資料4の話で言うと、最後のページですかね。まとめがあるのですが、重点課題1で言うと、この資料の中で言われているJKビジネスの問題とかがいろいろと書かれているところに、ぜひ取り組んでいただけたらありがたいなと思います。

それから、最重要課題とされている性被害の方針については、その性被害に関して、SNSの利用でフィルターを掛けるのだよ、ということだけじゃなくて、他の委員もおっしゃったように、どうしても目に飛び込んでしまう情報に対して、どう立ち向かっていくかという対応力をつける必要があって、その意味では性教育というのも非常に重要だと思います。

男女平等参画課とかと連携して、そういう教育についても考えていただきたいなと思います。

最後に、3点目で、先ほどからコロナの問題が出てきていて、この青少年問題協議会とかでも、毎年やっぺらっぺら調査のこととかもあると思うのですけれども、ぜひ今、喫緊の課題である青少年のコロナ対策はといった、誰もが必要だと思う議題も協議会の中で話し合っていけたら良いのではないかなと思います。

以上、3点です。

(議長)

ただいま、委員から意見がございましたが、資料4については、実はこの後進めてまいるところでございますので、そちらの資料4のご説明をさせていただいてから、ご回答なりご意見等を頂ければと思います。

それでは、この「子どもたちを健やかに育てる運動」に関する実態調査、そして、育成活動方針、こういったことにつきまして、ご意見等は、ほかにごございますでしょうか。

(委員)

1点だけ、ご意見で申し上げたいのが、今回の青少年の環境実態調査。先ほどから、いろんな方たちからご意見を頂いていて、もう何十年も練馬区で活動されていること、とても練馬区で生まれて育った私としては感謝を申し上げたいというところでもあるのですけれども、今、行われる環境調査が、現代の青少年の環境実態にリンクしているとはどうしても思えません。

例えば、アダルトビデオのレンタルというものもSNSが発展した現代社会において、既に意味がない。手持ちのスマホから無料で動画を閲覧できる状態の中で、わざわざお金を払い、大人から注意をされるリスクを背負って、青少年が借りるとは到底思えません。

また、アダルトグッズにしても、ネットから本人を特定せずに手に入る状況でもあります。

たばこについても、タスポのような年齢識別ができる自販機の普及によって、大きく喫煙率が下がりました。後は、販売員の年齢確認の徹底や、大人が注意を促す運動を起こせばいいと私は思っております。

早急に育成環境の把握に努めなければいけないのは、ほかの委員からも出ていますけれども、青少年のネット利用について、保護者がどのぐらい把握できているのかでしたり、フィルタリングを施しているのか。青少年のメディアリテラシーの習熟度はどのぐらい高いのか。

ネットを媒介した青少年の犯罪被害状況などの把握に始まり、家庭環境の調査や、違法薬物への接触調査など、時代背景を捉えた、より組み込んだ調査に切り替えていくべきだと意見を申し上げて、私から終わります。

(議長)

ただいまご意見を頂戴いたしました。

それでは、ほかにご意見等がないようでしたら、事務局の方でまとめていただければと思います。

お願いいたします。

(事務局)

委員の皆様には、日頃から青少年の健全育成にご尽力頂いている立場からの貴重なご意見をありがとうございました。

本日頂いたご意見を添えまして、実際に青少年を取り巻く環境実態調査を行っております育成地区委員会の方や、管内警察署の少年第一係長や、小中学校の生活指導主任など、現場に近い委員で構成されております青少年対策連絡会で検討させていただきます。

また、青少年育成活動方針についても、本日ご意見を頂きました部分につきまして、青少年対策連絡会にて、検討を進めてまいります。

また、SNSのお話がありましたが、なかなか実態調査が難しいというところは感じているところでございます。

練馬区ではSNSのルールをつくっております。

そういうところの観点で、いろんな生活指導の方のご意見なども踏まえながら、検討させていただければと思います。

それから、先ほどご質問にありました不健全図書等の自動販売機の働きかけということのご質問があったかと思うのですが、以前に、要望として声掛けをさせていただきましたが、生活のためにやめられないというようなご回答を頂いているということでございます。

これは、販売できないものではなくて、東京都に届出をしていただければ販売ができるということになっているということを説明させていただきます。

以上、頂いたご意見を基に青少年対策連絡会で検討させていただいて、また、報告させていただければと思います。

以上でございます。

(議長)

それでは、本日のご意見を踏まえ、「子どもたちを健やかに育てる運動」における「青少年環境実態調査」について、検討を頂きたいと思っております。

よろしければ、拍手でご承認を頂ければと思います。

(承認)

(議長)

それでは、次第の7に移ります。

報告事項に入ります。

事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

※資料3、4、5、6にて説明

(議長)

以上の事務局からの報告事項につきまして、何か質問がございますかということですが、先ほど、委員から資料4につきましてご意見等を頂戴いたしました。

引き続き、皆様より報告事項につきましてご意見等がございましたら、質問等も構いません、ございますでしょうか。お願いしたいと思います。

資料にお目を通し頂く時間も必要かと思いますが、質問でも結構でございますが、何かございましたら挙手の上、お願いしたいと思います。

こちらの資料4、5、6ですけれども、こちらにつきまして、特に質問はないようございますか。

(委員)

資料4の一番最後のページに、青少年の非行被害防止全国強調月間の実施結果が載っていますけれども、その中に、社会を明るくする運動が載っていますけれども、こちらで、作文を小中学生の生徒さんとかに書いていただいたりとか、後は、社会を明るくする運動のポスターの原画を作っていたりしているのですけれども、その辺のところも載せていただいた方がいいのかなと思いました。

(議長)

ご意見を頂戴いたしました。

作品、ポスターの作成を行っているということも、ここに加えていただきたいということでございます。

ほかにもございますでしょうか。何でも結構でございます。要望でも、ご質問でも結構でございますが。

(委員)

今日出た意見は、この資料3に今後、反映されるのですか。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

資料3以降につきましても、必要と思われるものは反映させていただきたいと思います。

(議長)

必要と思うものは反映されるということでございます。

ほかにはいかがでしょうか。その他、何かございませんね。

ないようでございますので、以上で予定していた議題は終了しました。

それでは、事務局から何かございますか。

(事務局)

事務局から1点、ご連絡します。

次回の青少年問題協議会ですが、会場等の関係により、まだ具体的な日程が決まっておりません。来年の1月下旬の開催予定になります。

12月の早い段階で、皆様に改めて開催通知をお送りしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(議長)

それでは、何もなければ、これで令和2年度第1回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。